

生徒指導の機能を生かす 学校運営組織について

友 枝 文 也

キーワード（生徒指導 機能 学校運営組織 学校生活支援 問題行動）

はじめに

生徒指導に対する教職員の意識の中に、問題行動への対応や校則を遵守させる指導のみが生徒指導であり、それは学校運営組織における校務分掌上の生徒指導部が担当するものという考え方の中で、生徒指導部はもっとも敬遠される部署である。教育委員会主催の研修及び校内研修会等を通じて、生徒指導の在り方への理解が深まる取組は行われているが、教職員の意識を変えるのは容易ではない。

その要因の一つとして、生徒指導が学校運営組織の一領域に生徒指導部として位置づけられていることや、生徒指導上の課題を多く抱える学校に対して、生徒指導専任教員や不登校対応教員などの専門的な教員の配置などにあるのではないかと考えている。

そこで、生徒指導に対するこのような考え方を解消するために、教育課程及び教育課程外の活動それぞれに、生徒指導上の指標を設定し、学校教育活動全体の指導目標への定着を図ることが必要だと考える。一方で、問題行動が表面化した児童生徒への個別的な対応や支援などは、専門的な知識やスキルを有する教員及び家庭や地域、関係機関や専門機関で組織する委員会を設置するなど、学校運営組織の再編が必要だと思われる。

1 生徒指導の基本的な考え方

生徒指導とは、「社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つように、その成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけの総称である。」とされており、一人一人の児童生徒が、集団の中で自己の役割を見出し、個性を伸ばすことで、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする社会的資質とともに、社会的認知及び知識・理解や問題解決能力といった社会的能力が身に付けられるように、児童生徒の自発的かつ主体的な成長・発展を支援することである。

また、生徒指導は「領域」でなく「機能」としての働きかけであり、学校教育活動のあらゆる場面において、すべての教員がすべての児童生徒を対象に行われるものである。

その一方で、学校の規則を遵守しない児童生徒や喫煙、窃盗、暴力行為、いじめなど、問題行動が表面化した児童生徒への対応なども、生徒指導の一環として取り組むべきものである。

しかしながら、問題行動に対する対応については、複雑な要因が重なり合って表面化することが多く、対処療法的な対応では根本的に解決することが容易ではないケースが少なくない。また、対応を誤ると社会的な問題へと拡大することもあり、教員にとっては避けられるものであれば避けて通りたいという思いがある。

そして、一旦事が大きくなると学校の教育活動全体に及ぼす影響は計り知れず、膨大なエネルギーと時間を費やすことになる。このことから、目の前の事象への対応のみに終始する指導に陥るケースが増え、その解決こそが生徒指導の主たる役割とする考え方が生じる。

これら問題行動は、生徒指導の機能を生かした教育活動を充実させることで、解消に向かうものとされているが、目の前に発生する問題行動の現状が、その考えを阻んでいるものと推察できる。

2 児童生徒の問題行動等の現状

次の図1から図3は、文部科学省における全国の小学校・中学校・高等学校を対象にした平成24年度「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」の児童生徒1000人当たりの件数の推移である。

〈図1〉に示している(1)「暴力行為」では、小学校・中学校・高等学校で比較すると中学校でもっとも多く発生しており、調査に国立及び私立学校が加わった平成18年度以降では、1000人当たりの発生件数は小学校・中学校・高等学校ともに増加している。

(2)の「いじめ」については、暴力行為と同様に中学校でもっとも多く発生しており、平成18年度からは調査対象に国立及び私立学校が加わり、報告内容が発生件数から認知件数となったことから、1000人当たりの件数は小学校・中学校・高等学校ともに増加している。なお、平成24年度は前年度の大津いじめ事件から、喧嘩や遊びも「いじめ」として認知するケースが増え大幅な増加が見られる。

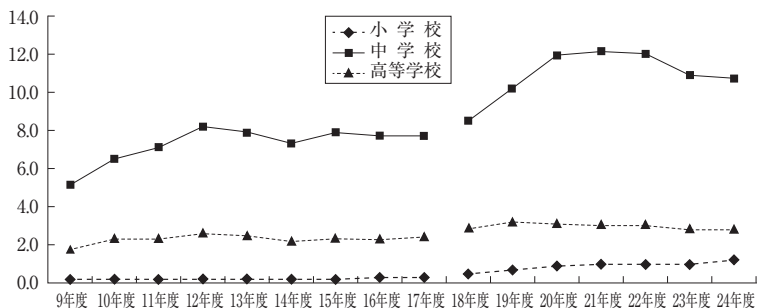
(3)の「不登校」についても、力行為及びいじめと同様に中学校がもっとも多く発生している。また、1000人当たりの発生件数は、平成10年以降小学校・中学校・高等学校ともに高止まりしている。

図には示していないが、「暴力行為」を学年別件数で比較すると、小学校・中学校では学年進行により増加し、高等学校では逆に学年進行により減少する傾向が見られ、また、「いじめ」発生の学年別件数の比較では、小学校で学年が進行すると発生件数が増加する傾向があり、中学校で2年生がもっとも多く、3年生でやや減少する傾向があり、高等学校では学年進行により減少する傾向が見られる。

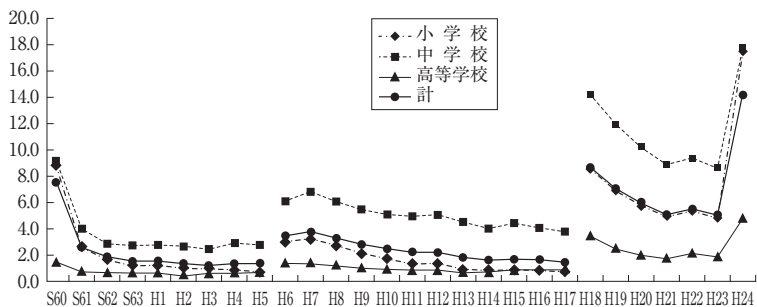
さらに、「不登校」の学年別件数を比較すると、小学校では1年生がもっとも少なく、3年生・4年生・5年生で多く発生し、中学校では1年生・2年生で多く3年生で減少する傾向にあり、高等学校では学年進行により減少する傾向が見られる。

〈図1〉 児童生徒の問題行動等の推移（1000人当たり）

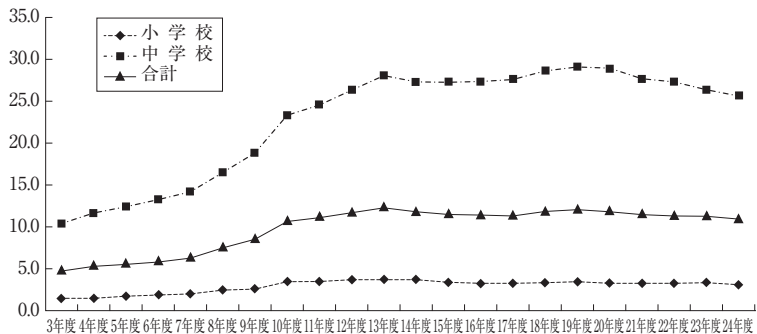
(1) 暴力行為



(2) いじめ



(3) 不登校



児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題（H24訂正值）から抜粋（文部科学省）

これら、児童生徒の問題行動等の現状については、調査方法や調査の時期によって増減があるものの、問題行動の発生が解消に向かう傾向はあまり見られず、「いじめ」や「不登校」など、解決が困難な問題が多くなっている傾向が伺われる。また、近年では問題行動の低年齢化や凶悪化が指摘されており、教員の指導力向上が求められている。

3 問題行動児童生徒への対応

問題行動が表面化する児童生徒のこれまでの特徴は、家庭環境に問題を抱え、日頃の学習指導上で課題を抱えているケースとともに、日常的に粗暴な言動を繰り返していたり、非行グループを形成したりして、外形的にも前兆を見せていた児童生徒が問題を起こすというのが一般的であると言われていた。

近年、上記の例に加えて、問題行動の凶悪化、粗暴化とともに、これまで周囲や関係者があまり注意を払うことがなかった児童生徒が、ある日突然に問題行動を表面化させるなど、潜在的に問題を抱える児童生徒の数が増加しているという指摘もあり、今日では専門的な知識や豊富な経験に基づく対応が求められている。

文部科学省をはじめ教育委員会では、生徒指導上の諸課題を多く抱える学校には生徒指導専任教員及び不登校対応教員を配置するとともに、いじめによる被害や不登校等の児童生徒に対する心のケアのため、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用などを進めている。

また、児童虐待やいじめなどの早期発見及び早期対応、関係医療機関等との連携など、養護教諭による保健室利用児童生徒に対するメンタルヘルスケアとしての学校保健室の役割が重視されるようになってきている。

4 文部科学省等による生徒指導に関する研究指定校の取組

文部科学省及び教育委員会が幼稚園を含む小学校・中学校・高等学校を対象に教育課程や生徒指導・進路指導等に関する研究を2年間または3年間委嘱し実施されている研究指定校では、児童生徒の自己決定能力を高め、自己存在感を自覚させ、共感的な人間関係を築こうとする態度を培うなど、生徒指導の機能を生かすことによって社会的資質や社会的能力が高められ、学校生活に対する意欲ある態度が身に付き、結果として生徒指導上の課題が解消に向かうとした研究が行われている。

これら研究指定校では、社会的資質や社会的能力が高められたかについての指標を定め、児童生徒及び教員、保護者、地域などに対する定期的なアンケートを実施するとともに、遅刻や欠席、不登校等に関する統計上の数字の変化などを比較・分析することによって研究成果と今後の課題を明らかにしている。

しかしながら、研究指定を委嘱された学校が、研究指定終了後も同様のアンケートを継続して実施し、社会的資質や社会的能力が育まれているかどうかの検証を行っているケースは決して多くないと思われる。

ただ、教員の教科指導方法に関して、児童生徒に対するアンケートの実施や公開授業を通じて、授業改善に取り組むための研究は多くの学校で実施されており、生徒指導に関する内容も一部含まれているため、生徒指導の機能が生かされた授業が展開されているかどうかは検証できる。しかしながら、授業改善に関する取組が、教員の指導内容や指導方法の在り方が主たる課題となっているため、児童生徒の社会的資質や社会的能力がどの程度育まれているかは、具体的に検証し評価するものとはなっていない。

結果として、生徒指導に対する指標が、飲酒、喫煙、暴力行為、いじめなどの発件数や遅刻、欠席、不登校者の数などが主たる項目となり、それぞれの統計上の数字の多少が、生徒指導の取組に対する評価とされているのが現状である。

問題行動等が表面化する児童生徒の統計上の数は、地域や学校の状況等によって、その実態に差異が生じるものであり、問題行動等が表面化した児童生徒の多少によって、生徒指導の機能を生かした教育活動が展開されているかどうかを評価するには十分ではない。学校教育活動全体を通じて、児童生徒の社会的資質や社会的能力が学年の進行によってどのように生まれ、どの程度身に付けることができたかを、ある一定の統一された指標項目に基づき、定期的、継続的な調査を実施することが必要だと考える。

5 校務分掌としての生徒指導の発展的解消

これまで見てきたように、本来の生徒指導であるところの社会的資質や社会的能力を育むための役割担うべき校務分掌上における生徒指導部の主たる指導が、しつけ教育やモラル教育を含め、その延長線上にある問題行動児童生徒に対する対応のみを行うものという考え方によって、多くの教員から敬遠される校務分掌になっている。

しつけ教育やモラル教育は別として、問題行動児童生徒に対する対応は、個々の状況が複雑で一般的な知識や経験では解決が困難な事象も多々ある。また、前述のように今日では問題行動の多様化や凶悪化、低年齢化などによって、保護者や地域、教育委員会とともに警察、福祉関係、医療などの関係機関との緊密な連携によって対応しなければ解決困難なケースも増加している。

また、不登校やいじめなどの対応としての教育相談に関しても、2006年度の京都教育大学研究紀要における「教員の生徒指導にかかわる意識と実態調査」では、「不登校など心理的な要因が課題となる問題に対応するためにカウンセリングの必要性について、小学校で90%、中学校で94%と教員の多くがカウンセリングの専門的知識・技術を学ぶ研修が必要であると答え、小学校で90%、中学校で93%の教員が教育相談におけるカウンセリング理論に基づくカウンセリングマインドの必要性を感じている。」という調査結果が

ある。

生徒指導が全教育活動の中で、すべての教員がすべての児童生徒に、組織的、系統的、意図的に行われるものである以上、非社会的行為及び反社会的行為など、課題を抱える児童生徒への対応も含まれるものであるとするのが一般的な考えである。

しかしながら、すべての教員が適切に対応できる資質や能力を兼ね備えているとは考えにくく、すべての児童生徒を対象とする生徒指導と個別的な措置（指導）や対応とは分けて取り組むという考え方が自然とも言える。

そこで、問題行動が表面化した児童生徒への適切な対応及び問題解決に向けた取り組みについて、教育的見地、社会的見地、医療・福祉的見地などから、これら児童生徒に対する適切な指導内容や中・長期的な対応策などを検討するとともに、今後の学校における生徒指導上の諸問題に関する方策を協議する組織として「学校生活支援」（仮称）委員会を設置することを提案する。この委員会は、管理職を長とする豊富な経験と専門知識を有する教員や主幹教諭、学年主任といった学校関係者に加え、保護者及び医師や弁護士、警察、福祉関係者などで構成する組織である。

6 生徒指導の機能を生かす学校運営組織の見直し

平成16年12月20日の中央教育審議会「学校の組織運営に関する作業部会」における「審議のまとめ」の中では、今日の学校組織運営体制が教頭以下横並びのいわゆる「なべぶた」組織で、一人一役の考え方に基づく細かく分かれた校務分掌になっていることを改め、校長のリーダーシップのもと教職員が一致協力し組織的、機動的な学校運営が行われるようにする必要性が示された。

具体的には、教育活動の領域と教育活動を支える領域とに分けるとともに相互が連携できるような校内組織体制を整え、校務分掌においては、教員一人一人の特性を生かした適切な役割分担と連携によるチームとして、機能さ

せることが求められている。

各学校では平成19年度の改正学校教育法により副校長及び主幹教諭、指導教諭の配置が可能となり「なべぶた」組織の改善が図られている。また、児童生徒の減少に伴う教職員の定数減によって校務分掌を整理・統合する必要性に迫られ、各学校においては、学校運営組織の見直しを図っているところである。

この時機をとらえ、生徒指導の機能を生かしつつ整理・統合された学校運営組織の在り方を検討すべきではないかと考えている。

そこで、小学校では多少異なると思われるが、生徒指導の機能を生かす学校運営組織の在り方について、一つの例を示すことにする。

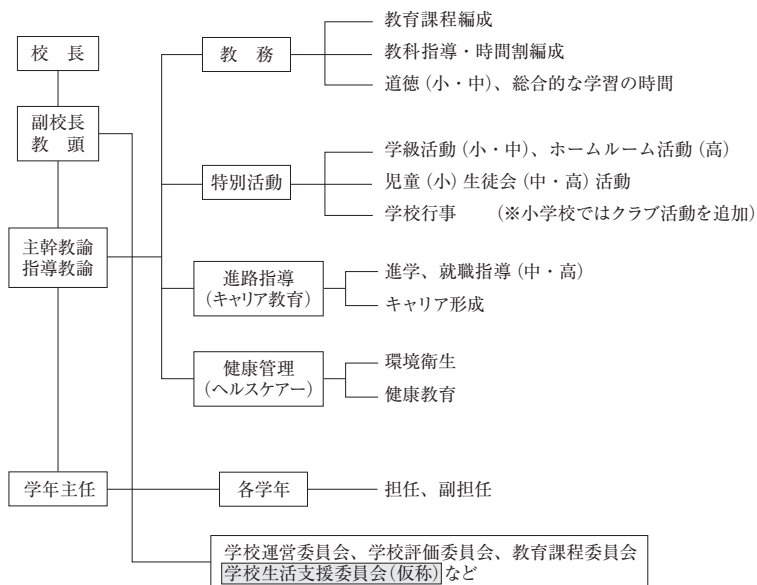
まず、校務分掌において、教育活動の領域として教科領域と活動領域を教務部及び特別活動部とし、次に、教育活動を支える領域として進路指導（キャリア教育）部、健康管理（ヘルスケア）教育部の4分掌とする。先に述べた生徒指導上課題を抱える児童生徒に対する対応として、管理職を長とした保護者や関係諸機関との連携を基盤とした学校生活支援委員会（仮称）を設けるものとする。

以下、上記の4つの校務分掌の役割を簡略に述べる。

- (1) 教務部では、教科及び道徳の時間（小・中学校）、総合的な学習の時間、外国語活動（小学校）に関する年間指導計画の作成及び時間割編成を行い、それぞれについて学習到達目標及び生徒指導到達目標を定めるものとする。
- (2) 特別活動部では、学級活動（小・中学校）、ホームルーム活動（高等学校）、児童生徒会活動、学校行事、クラブ活動（小学校）に関する年間指導計画を作成し、それぞれの生徒指導到達目標を定めるものとする。
- (3) 進路指導（キャリア教育）部では、学年に応じたキャリア教育方針の明確化とともに教育課程への適切な位置づけと、計画性・体系性を持った展開を図るための指導計画を作成し、キャリア形成到達目標を定めるものとする。

- (4) 健康管理（ヘルスケア）教育部では、児童生徒の健康管理と保健教育に関する年間計画を作成し、自己や他者の健康の保持増進を図ることができる能力等に関して到達目標を定めるものとする。

〈例図1〉 学校運営組織



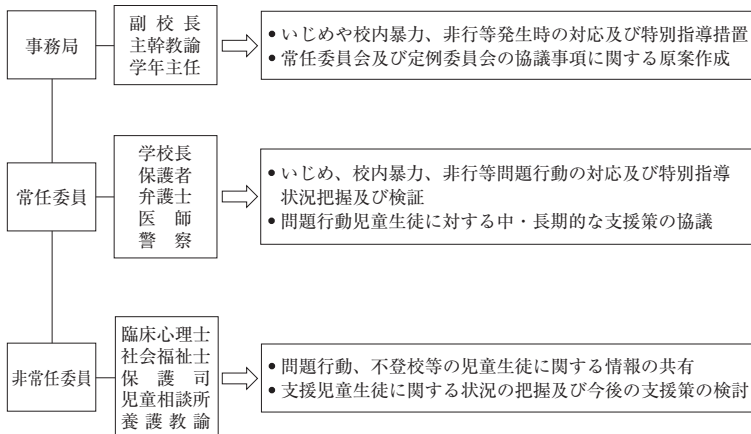
7 生徒指導上の諸問題への対応としての学校生活支援委員会（仮称）

学校生活支援委員会（仮称）では、不登校やいじめ、校内暴力、非行など、学校生活上問題が表面化した児童生徒に対して支援するものであり、学校及び地域、保護者、関係機関や専門機関で構成する組織とする。事務局としては、副校長又は教頭、主幹教諭、学年主任を当て、常任委員としては、学校長、保護者、弁護士、医師、警察関係者等を充て、非常任委員としては、臨床心理士、社会福祉士、保護司、児童相談所等及び養護教諭を充てるものと

する。事務局では、学校長の指揮監督のもと、問題発生時及び緊急を要する事態などにおいて、時機を逸することなく、適切に対応するとともに学校生活支援委員会における協議内容の原案を作成する。また、問題行動や緊急事態が発生した場合においては、適宜、協議に必要な常任委員を招集し、課題解決に向けて協議する。

定期の委員会は、2か月または学期に1回程度開催し、生徒指導上の課題を抱える児童生徒に関する情報提供及び学校生活支援状況等の報告や、今後の支援の在り方の方向性を検討する場とする。このことによって、生徒指導上の問題が表面化した児童生徒に対し、様々な専門機関との連携が密になるとともに様々な角度から意見を取り入れることで、児童生徒の個々に応じた適切な措置及び支援態勢が整うことになる。なお、この委員会を学校評価委員会と位置付けることで、学校経営に対する意見交換等も可能となる。

〈例図2〉 学校生活支援委員会（仮称）



8 教育活動の成果としての生徒指導に関する指標

各学校の教育活動全体を通じて、社会的資質や社会的能力がどのように生まれ、生徒指導の機能がどのように生かされたかについては、具体的な指標とともに到達目標を定め、入学から卒業までに、社会的資質及び社会的能力がどのように育まれたかを検証し、生徒指導の機能を生かす教育活動の評価とすることが望まれ、その結果として遅刻や欠席、いじめや校内暴力、非行等の問題行動など、生徒指導上の諸問題の減少に結びついたという成果を示すことが肝要である。

指標については、生徒指導上身に付けることが望ましい内容とともに学校や地域の状況、児童生徒の成長段階や実態を考慮したものとし、これらに応じた調査を定期的、継続的に行うことが大切である。

そこで、教育課程上及び教育課程外において、児童生徒が身に付けることが望ましい指標の例を以下に示す。

(1) 教科指導や総合的な学習の時間などの場面

- ア 授業開始前には教科書等を準備し着席しているか、忘れ物をしていないかなど、授業に対する心構えができていないかについて
- イ 授業に集中できているか、私語や居眠りなどしていないか。また、理解できない内容があれば質問をするなど、授業に積極的に取り組む姿勢が身に付いたかについて
- ウ 家庭での予習・復習・宿題など、学習習慣が身に付いたかについて
- エ 定期試験や小テスト及び外部模試等の結果など、教科に関する知識や幅広い学力が身に付いたかについて

(2) 道徳の時間（小・中学校）や特別活動、キャリア教育などの場面

- ア 他者を思いやる心やボランティアマインドなど、友人や異なる学年及び世代間との交流や活動を通じて、好ましい人間関係を築こうとする態度が身に付いたかについて
- イ 学校生活上のモラルや他者を傷つけないような言動など、自己を見つ

め直し、生活態度や言動が、より好ましいものになるよう努めているかについて

ウ 挨拶や時間、規則を守るなど、学校及び家庭での基本的な生活習慣及び態度が身に付いたかについて

エ 将来の夢や目標を明確に持ち、めざす職業に関する研究など、自己の生き方や適切な職業観および勤労観が身に付いたかについて

(3) 学校生活全般など教育課程外での場面

ア 端正な服装とともに年齢や場面に応じた言葉遣いなどが身に付いたかについて

イ 自己の健康や安全に配慮した学校生活を過ごしているかについて

ウ 我が国及び国際社会に関する政治問題や社会、環境問題などに関心を持っているかについて

おわりに

生徒指導は領域ではなく機能であり、すべての教育活動の中で、すべての教職員が、すべての児童生徒を対象に取り組むものであり、本来、生徒指導部として取り組む主たる内容が、生徒会活動の中心である各種（専門）委員会を活性化させ、体育祭や文化祭などの学校行事を生徒会とともに企画・立案することなどを通じて、生徒一人一人の個性を尊重し、伸長させ、児童生徒自らが、主体的に社会的資質や社会的能力を獲得しようとする態度を育成することにある。しかしながら、教職員の多くが、校務分掌上の生徒指導部としての役割が、問題行動生徒に対する指導や規則を遵守させることであるかのごとく印象を持ち、教職員の生徒指導に対する理解が深まっていないというのが現実である。

ここでは、生徒指導の目標を学校教育指導目標の中心に据え（そもそも学校教育指導目標は生徒指導目標のそれと概ね一致するものである）、それぞれの学校が、校長のリーダーシップのもと、学校や児童生徒の状況や実態に

応じて、生徒指導目標に基づく具体的な指標を定め、学年末にはそれぞれの指標に対する成果について、到達状況や課題などをまとめ、教職員のみならず児童生徒や保護者、地域社会に公表できるよう、学校運営組織の見直しを提案した。

もちろん生徒指導の一部である、いじめや不登校、校内暴力、非行など不登校など生徒指導上の諸問題に関する統計上の取り扱いについては、その発生件数のみにこだわるのではなく、どのような対応によって児童生徒が望ましい学校生活が送れるようになったかを示すべきである。

このことによって、学校教育活動における生徒指導の本来の在り方や考え方について、教職員にも正しく理解されるきっかけとなるものとする。

今後とも児童生徒の成長を客観的に判断するためにも社会的資質や社会的能力が育まれたかに関する調査を定期的、継続的に行う態勢を築くことが肝要であり、すべての学校で取り組むことが必要ではないかと考えている。

参考文献（資料）

- 1) 「生徒指導提要」（平成 23 年 3 月）文部科学省
- 2) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（H24 訂正值）文部科学省
- 3) 「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」（第 1 回）議事録 学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ - 問題行動への新たな対応 - 文部科学省
- 4) 「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（中教審答申 H23.1.31）とりまとめ 文部科学省
- 5) 「平成 25 年度教育課程研究センター、生徒指導・進路指導研究センター 指定校・指定地域事業概要」文部科学省国立教育政策研究所
- 6) 「教員の生徒指導に関わる意識調査と実態調査」- 児童生徒の抱えている解決困難な課題をできるだけ早期に克服するためには - 京都教育大学研究紀要《2006 年》内田利広・井上篤史著
- 7) 「生徒指導リーフ 生徒指導って何？」文部科学省国立政策研究所